

吹田市環境影響評価条例（平成 10 年 3 月 31 日条例第 7 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境影響評価の手續等（第 7 条—第 29 条）
- 第 3 章 法律等の適用を受ける対象事業に関する特例等（第 30 条—第 33 条）
- 第 4 章 吹田市環境影響評価審査会（第 34 条）
- 第 5 章 雑則（第 35 条—第 44 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、吹田市環境基本条例（平成 9 年吹田市条例第 5 号）第 11 条の規定に基づき、環境影響評価、事後監視等に関し必要な事項を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境影響評価 対象事業の実施又はその実施後の土地若しくは工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が環境に及ぼす影響（以下単に「環境影響」という。）について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業又は事業活動その他の人の活動に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- （2）対象事業 別表に掲げる事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。
- （3）事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。
- （4）関係地域 対象事業の実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認める地域をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、市民の良好な環境の保全及び創造を図るため、この条例に定める手續が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、対象事業の実施に際し、環境の保全について適正に配慮するため、自己の責任と負担において環境影響評価及び事後監視を実施し、この条例に定める手續を誠実に履行しなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、環境影響評価の実施について環境の保全の見地から適切な意見を述べる等この条例に定める手續に積極的に参加しなければならない。

（技術指針の策定等）

第6条 市長は、環境影響評価及び事後監視が科学的かつ適正に実施されるよう既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後監視に係る技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 技術指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- (2) 環境の保全の目標
- (3) その他環境影響評価及び事後監視に関し必要な事項

3 市長は、必要に応じ、技術指針の改定を行うものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ、吹田市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 市長は、技術指針を策定し、又は改定したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第2章 環境影響評価の手続等

（環境影響評価実施計画書の作成等）

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を実施しようとするときは、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況
- (4) 環境影響評価の項目、調査の方法及びその時期並びに予測の方法及びその時点
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、実施計画書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、当該実施計画書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

3 市長は、実施計画書の作成に必要な資料の提供その他の協力をを行うものとする。

（実施計画書についての意見書の提出）

第8条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第2項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

（実施計画書に対する市長の意見書）

第9条 市長は、審査会の意見を聴くとともに、前条第1項の意見書の内容について考慮した上で、実施計画書に対する市長の意見書を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。

2 市長は、前項の市長の意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。

（環境影響評価準備書の作成等）

第10条 事業者は、第8条第1項及び前条の意見書を尊重して実施計画書に検討を加え、環境影

響について調査、予測及び評価を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 第8条第1項及び前条の規定により提出された意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解
- (4) 環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- (6) 環境影響評価の結果(環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- (7) 事後監視の実施に関する事項
- (8) 環境影響評価の全部又は一部を委託して行った場合には、その者の氏名及び住所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。

3 市長は、準備書の提出があったときは、速やかに、当該対象事業に係る関係地域を決定するとともに、当該準備書の提出があった旨及び関係地域の範囲を告示し、当該準備書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

4 市長は、前項の規定により関係地域を決定したときは、速やかに、その旨を事業者に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第11条 事業者は、前条第3項に規定する縦覧期間内に、関係地域の住民に準備書の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会を開催するときは、説明会の開催予定日の7日前までに、その開催日時及び場所を定めて、関係地域の住民に周知しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催予定日時、場所及びその方法を定めようとするときは、市長の意見を聴くものとする。

4 事業者は、説明会の終了後、速やかに、市長にその結果の報告書を提出しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない理由で規則で定めるものにより説明会の開催ができなかったときは、その旨を市長に届け出るとともに、準備書の要旨を記載した書類の配布その他の周知の措置に努めなければならない。

(準備書についての意見書の提出)

第12条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第10条第3項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(見解書の作成等)

第13条 事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した見解書（以下「見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

らない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 前条第1項の規定により提出された意見書の概要及びこれに対する事業者の見解
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催等)

第14条 市長は、前条第2項に規定する縦覧期間内に準備書又は見解書について意見を有する関係地域の住民から要請があったとき、又は市長が必要があると認めるときは、準備書又は見解書の内容について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、前項の公聴会を開催するときは、その開催の日の14日前までに、公聴会の開催の日時及び場所、事業者の氏名、対象事業の名称、意見聴取の事項その他公聴会の開催について必要な事項を告示しなければならない。

3 公聴会において意見を述べようとする者は、前項の規定による告示の日から起算して10日以内に、公述申出書を市長に提出しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催について必要な事項は、規則で定める。

(公述意見書の作成等)

第15条 市長は、前条第1項の公聴会を開催したときは、公述の内容を記載した書類（以下「公述意見書」という。）を作成し、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(準備書に対する市長の準備意見書)

第16条 市長は、第12条第1項の意見書並びに見解書及び公述意見書の内容について考慮した上で、準備書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「準備意見書」という。）を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。

2 市長は、準備意見書を作成するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、準備意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。

(環境影響評価書の作成等)

第17条 事業者は、前条第1項の規定により準備意見書の送付を受けたときは、当該準備意見書を尊重し、準備書の内容に検討を加えた上で、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第13条第1項第3号に掲げる事項
- (3) 公述意見書の内容
- (4) 準備意見書内容及びこれに対する事業者の見解
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、評価書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、当該評価書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

(評価書についての意見書の提出)

第 18 条 評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第 2 項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 14 日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(評価書に対する市長の評価意見書)

第 19 条 市長は、必要に応じ、前条第 1 項の意見書の内容について考慮した上で、評価書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「評価意見書」という。）を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。

2 市長は、評価意見書を作成するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、評価意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して 14 日間縦覧に供するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、評価意見書を作成しないときは、速やかに、事業者にその旨を通知するものとする。

(報告書の作成等)

第 20 条 事業者は、前条第 1 項の規定により評価意見書の送付を受けたときは、第 18 条第 1 項の意見書及び当該評価意見書を尊重し、評価書の内容の検討結果をまとめた報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して 14 日間縦覧に供するものとする。

(対象事業の着手の制限)

第 21 条 事業者は、前条第 2 項の告示の日（第 19 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、その日）以後でなければ、対象事業に係る工事に着手してはならない。

(工事着手の届出)

第 22 条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第 23 条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事後監視計画書の作成等)

第 24 条 事業者は、評価書に記載した環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後監視（事業者が対象事業に係る工事に着手した後に環境影響について調査することをいう。以下同じ。）を実施するための計画書（以下「事後監視計画書」という。）を作成しなければならない。

2 事業者は、事後監視計画書を作成したときは、当該事後監視計画書を第 22 条に規定する工事の着手の届出をする日までに、市長に提出しなければならない。

(事後監視の実施等)

第 25 条 事業者は、事後監視計画書に基づき、事後監視をしなければならない。

2 事業者は、前項の事後監視の結果についての報告書（以下「事後監視報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、事後監視報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して 14 日間縦覧に供しなければならない。

4 市長は、事後監視報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該対象事業の実施又はその実施後の土地若しくは工作物において行われる事業活動その他の人の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（対象事業の変更等）

第 26 条 事業者は、実施計画書の提出から対象事業に係る工事が完了するまでの間に、第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業を実施しないこととしたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

（対象事業の変更による環境影響評価その他の手続の再実施）

第 27 条 市長は、前条第 1 項に規定する変更の届出があった場合で、当該変更によって環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再実施させることができる。

（事業者の変更）

第 28 条 実施計画書の提出から事後監視報告書の提出までの間に、事業者の変更があったときは、変更後の事業者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合においては、この条例の規定により、変更前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は変更後の事業者が行ったものとみなし、変更前の事業者に対して行った環境影響評価その他の手続は変更後の事業者に対して行ったものとみなす。

（手続の併合）

第 29 条 事業者は、2 以上の対象事業を地域的に近接して行おうとするときは、当該 2 以上の対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。

2 2 以上の事業者が 2 以上の対象事業を地域的に近接して行おうとするときは、これらの事業者は、当該 2 以上の対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、その協議により、当該手続を行う事業者を定めなければならない。

第 3 章 法律等の適用を受ける対象事業に関する特例等

（法律等の適用を受ける対象事業に関する特例）

第 30 条 環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める法律、大阪府の条例等（以下この章において「法律等」という。）の適用を受ける対象事業については、前章及び第 5 章の規定は、適用しない。

（書類の周知）

第 31 条 市長は、法律等に規定する書類であって規則で定めるものの送付を受けたときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを期限を定めて縦覧に供するものとする。

(市民の意見書の提出)

第 32 条 市民は、前条の規定により縦覧に供した書類について環境の保全の見地からの意見を有するときは、同条の告示の日から、当該縦覧期間満了の日の翌日から起算して 14 日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

(市長の意見書)

第 33 条 市長は、法律等の規定により市長の意見を求められたときは、審査会の意見を聴くとともに、前条の意見書の内容について考慮した上で、市長の意見書を作成するものとする。

第 4 章 吹田市環境影響評価審査会

第 34 条 本市に、審査会を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後監視に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審査会は、環境影響評価及び事後監視に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、委員 15 人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審査会に臨時委員を若干名置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(都市計画に係る手続との調整)

第 35 条 市長は、対象事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により都市計画に定められる場合においては、当該対象事業に係るこの条例による手続を同法の規定による当該都市計画の決定の手続に併せて行うよう努めるものとする。

(隣接市との協議)

第 36 条 市長は、対象事業が隣接市の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該隣接市と当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施について協議し、環境を保全するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第 37 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入調査)

第 38 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、対象事業を実施する地域に立ち入り、事後監視に関する事項その他の必要な事項を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第 39 条 市長は、第 25 条第 4 項の規定によるもののほか、事業者が次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事後監視その他の手続を行わないとき。
- (2) 第 21 条の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。
- (3) 第 27 条の規定による環境影響評価その他の手続の再実施をしなかったとき。
- (4) 第 37 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 前条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全上必要な措置を講じないとき。

(公表)

第 40 条 市長は、第 25 条第 4 項又は前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該事業者の氏名を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき事業者はその理由を通知し、当該事業者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(報告書の告示後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第 41 条 事業者は、第 20 条第 2 項の告示の日（第 19 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、その日）から起算して 5 年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施について市長と協議しなければならない。

(許認可権者に対する要請等)

第 42 条 市長は、対象事業の実施に際し、法令又は条例の規定に基づき許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許認可等」という。）が必要とされている場合において、市長が許認可等の権限を有する者（以下「許認可権者」という。）であるときは、評価書等の内容を考慮して許認可等を行うものとする。

2 市長は、対象事業の実施に際し、許認可等が必要とされている場合において、市長が許認可等の権限を有しないときは、当該許認可権者に対し、評価書等を送付し、その内容について配慮するよう要請することができる。

(適用除外)

第 43 条 この条例の規定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条の規定による災害復旧事業若しくは災害防止のために災害復旧事業と併せて実施することを必要とする事業又は災害復旧若しくは防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業である対象事業については、適用しない。

(委任)

第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 4 章（第 34 条第 3 項を除く。）の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において既に第 10 条第 2 項に規定する提出時期を経過している対象事業及び施行日前に都市計画法第 17 条第 1 項の規定による公告が行

われた同法の都市計画に定められた対象事業については、この条例は、適用しない。ただし、施行日以後に当該対象事業の内容を変更して当該対象事業を実施しようとするとき（当該変更によって環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときに限る。）は、この限りでない。

- 3 前項本文に規定する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、第2章の規定の例による環境影響評価、事後監視その他の手続を行うことができる。

別表（第2条関係）

- 1 道路の建設
- 2 鉄道又は軌道の建設
- 3 廃棄物処理施設の設置
- 4 終末処理場の建設
- 5 工場又は事業場の建設
- 6 住宅団地の建設
- 7 土地区画整理事業
- 8 市街地再開発事業
- 9 流通業務団地造成事業
- 10 駐車場の建設
- 11 大規模小売店舗の建設
- 12 高層建築物の建築
- 13 開発行為を伴う事業（前各項のいずれかに該当するものを除く。）
- 14 その他の事業